3 (4)　ふれあい会食会事業実施要綱

（目的）

1. この要綱は、一人暮らし高齢者等に会食又は配食サービスを通じて外出や地域住民

との交流の機会を提供し、孤立感の緩和や親睦を深め、地域福祉を推進することを目的に、地区社会福祉協議会（以下「支会」という。）が行うふれあい会食会事業（以下「事業」という。）に要する賄材料費に助成を行うための必要事項を定めるものとする。

（対象事業）

1. 地域内の公共施設等を使用し、一人暮らし高齢者等を対象とした会食会や配食等に

より、地域内の人がふれあい、交流を深める事業の実施に助成を行う。

２　助成の対象経費は、会食会や対象者宅の配食に要する賄材料費とする。

（助成金の額等）

1. 毎年の４月１日現在の地区内の一人暮らし高齢者数に給食サービス実施者数（１回

１０人を超えない人数で最大３０人）を加算した数に５００円を乗じた金額で、別に定める

限度額を超えない範囲で助成を行う。

（実施期間）

第４条　本事業は、当該年度の２月末日までに実施しなければならない。

（助成申請）

1. 助成金を受けようとする支会は、毎年の６月１５日までにふれあい会食会助成金交付

申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　松本市社会福祉協議会（以下「本会という。）は、申請内容を確認のうえ提出を受け

　た支会へ助成金交付決定を通知するものとする。

（事業変更申請）

第６条　支会は、事業を変更し、事業の一部若しくは全部を中止しようとする場合は、ふれあい会食会助成金変更申請書（様式第２号）を速やかに提出し承認を得るものとする。

２　本会は、前項の変更または中止を承認した時は、支会へ助成金変更決定を通知するものとする。

（実績報告）

第７条　事業を実施した支会は、事業終了後３０日以内、又は２月末日までにふれあい会食会事業報告書（様式第３号）を提出しなければならない。

（助成金の支払い）

第８条　本会は、助成金交付決定通知後８月末日までに助成金交付決定額の２分の１の金額を概算払いで支会へ支払い、以降１１月末日までの実績報告提出分を１２月に、２月末日までの実績報告提出分を３月に、それぞれ提出のあった支会へ残りの金額を精算払いで支払うものとする。

　　　附則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。